

特許権に基づく輸入差止について

－近年の特許権に基づく輸入差止の傾向を踏まえて－

特許業務法人有古特許事務所
弁理士 石井 里依子

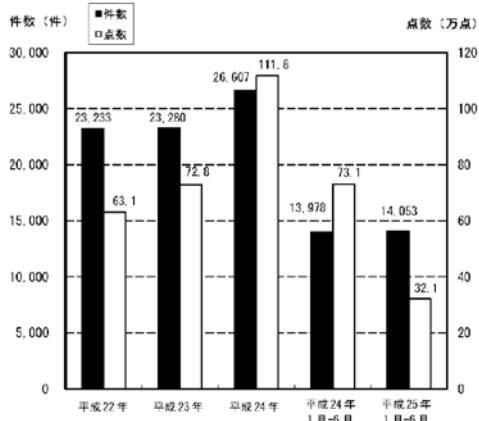
1. はじめに

この程、財務省から平成 25 年 1 月から 6 月までの全国の税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況が発表されました。平成 15 年に関税率法の改正により特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権に基づく権利者による輸入差止申立て制度が導入されてから 10 年が経過しました。そこで、本稿では、近年の税関での輸入差止の傾向を紹介しつつ、知的財産権のうち特に特許権に基づく輸入差止について考えてみたいと思います。

2. 知的財産侵害物品の輸入差止実績

平成 25 年上半期の輸入差止件数は 1 万 4 千

表 1. 知的財産侵害物品の輸入差止実績 (平成 22～平成 25 年 1～6 月)



(財務省「平成 25 年 1 月から 6 月までの税関における知的財産侵害物品の差止状況 (詳細)」より)

件を超え、昨年度と同水準が維持されています (表 1)。輸入差止件数のうち、中国来の知的財産侵害物品の輸入差止件数は 1 万件以上を占め、これも昨年度と同じ傾向を示しています。また、輸入差止物品は、バッグ類や衣類が依然として多い中、スマートフォンケース、DVD、筆記具、バッテリーといった物品が目立つという、世相を反映した結果となりました。

3. 知的財産別輸入差止実績

平成 25 年度上半期の知的財産別輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 13,965 件 (構成比 98.8%、対前年同期比 0.9% 増) で、例年同様、全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズなどの著作権侵害物品が 144 件 (構成比 1.0%、対前年同期比 14.3% 減) でした (表 2, 3)。意匠権侵害物品は 18 件 (構成比 0.1%、対前年同期比 10.0% 減) で、特許権侵害物品は 1 件 (構成比 0.0%、対前年同期比 0% 増) でした。特許権侵害物品の輸入差止件数は、商標権侵害物品の輸入差止件数と比較して遥かに少ないものとなっています。

なお、地元・神戸税関の平成 25 年度上半期輸入差止件数は、衣類、帽子等に付された著名ブランド等の商標権侵害物品が 11 件 (構成比 73.3%、前年同期構成比 57.1%)、意匠権侵害物品が 2 件 (構成比 13.3%、前年同期構成比 7.1%)、特許権侵害物品が 1 件 (構成比 6.7%、前年同期構成比 0%)、著作権侵害物品が 1 件 (構成比 6.7%、前年同期構

成比 35.7%) で、計 14 件でした(表 4)。神戸税関の統計では、全国統計と比較して、輸入差止件数に関して意匠権侵害物品の占める割合が大きいという特徴が見られました。ただし、全国統計と比較して神戸税関統計では輸入差止 1 件当たりの統計への影響が大きいことに留意せねばなりません。

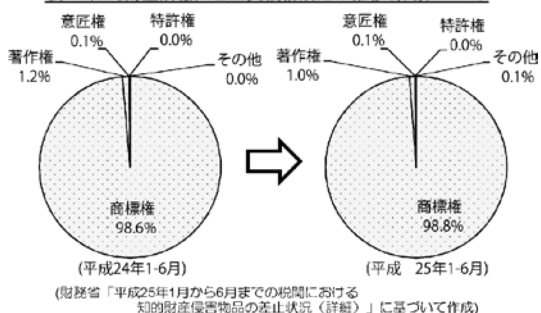
[全国]

表 2. 知的財産別輸入差止実績 (件数ベース)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年 1-6 月	平成 25 年 1-6 月	前年 同月比	構成比
特許権	9	6	3	1	1	100%	0.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	56	88	79	20	18	90.0%	0.1%
商標権	22994	22843	26304	13843	13965	100.8%	98.8%
著作権	273	464	322	168	144	85.7%	1.0%
著作権継権	0	1	0	0	0	-	-
育成者権	0	1	0	0	0	-	-
不正競争防止法 違反物品	1	3	2	1	6*	200.0%	0.0%
合計	23233	23280	26807	13978	14053	100.5%	100%

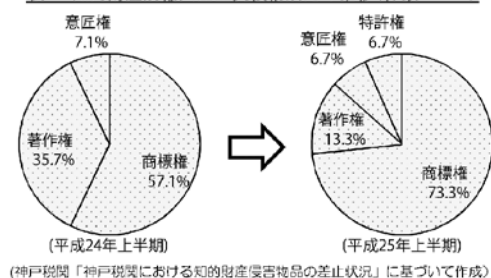
(財務省「平成 25 年 1 月から 6 月までの税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」より)

表 3. 知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



[神戸税関]

表 4. 知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



4. 権利者による輸入差止申立てに関する基本情報 (注 1)

(1) 申立ての受理要件

輸入差止申立てを行うには、次の 5 つの要件があります。《関税法第 69 条の 13、同施行令第 62 条の 17》

- ①権利者であること
- ②権利の内容に根拠があること
- ③侵害の事実があること (注 2)
- ④侵害の事実を確認できること
- ⑤税関で識別できること

(2) 特許権に係る輸入差止申立提出書類等

- ①輸入差止申立書
- ②添付書類

《必須書類》

- i. 登録原簿の謄本及び公報
- ii. 侵害の事実を疎明するための資料等
- iii. 真正商品及び侵害疑義物品を識別するための資料
- iv. 通関解放金の額の算定基礎となる資料
- (v. 委任の範囲を明示した代理権を証する書類)

《必要に応じ提出する書類》

- i. 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し
- ii. 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書等
- iii. 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し
- iv. 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類
- v. 並行輸入に係る資料
- vi. 侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報

(3) 申立ての手の流れ

輸入差止申立ては、所定の資料(登録原簿謄

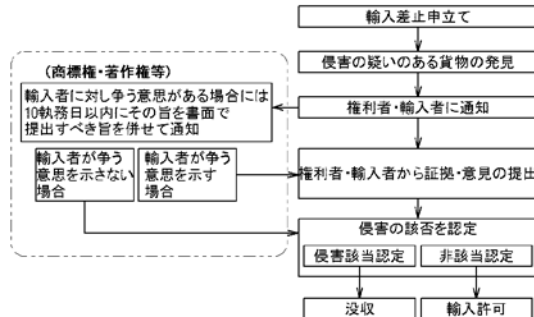
本，侵害の事実を疎明するための資料及びサンプル・写真等，通関開放金の額の算定資料等）を添えて，所定の様式の申立書を税関長に提出することによって行います。申立てが受け付けられると，申立書の形式要件と実体要件の審査が行われ，上記①～⑤の受理要件が整った場合，最長2年間の申立てができます。

(4) 認定手続の流れ

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その侵害疑義物品について，侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。《関税法第69条の12第1項，同施行令第62条の16》

まず，知的財産侵害物品の疑いがある貨物（疑義貨物）を発見した場合には，輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨が通知されます。「認定手続開始通知書」の日付の日の翌日から起算して10執務日（生鮮疑義貨物については3執務日）以内に，権利者，輸入者双方が，当該疑義貨物について意見・証拠を税関に提出します。権利者，輸入者双方の意見・証拠の内容に基づき，税関において当該疑義貨物が侵害品に該当するか否かの認定を行います。非該当認定の場合は，輸入許可されます。一方，該当認定の場合は，異議申立てができる期間（2ヶ月）を経過し，かつ，輸入者による自発的処理がなされない場合，税関で当該侵害物品が没収され処分されます（表5）。

表5. 認定手続の概要のフロー



（税関HP「認定手続の概要のフロー」に基づいて作成）

5. 特許権に基づく輸入差止申立てと輸入差止実績の推移

平成15年の関税定率法等の一部を改正する法律（平成15年法律第11号）により，特許権，実用新案権及び意匠権が，従来からの商標権，著作権及び著作隣接権と同様に輸入差止申立制度の対象となりました。これを受けて，平成15年年末時点で有効な輸入差止申立て件数は，前年度から急激に増加しました。そして，輸入差止申立ての増加により，翌平成16年度の特許件に基づく輸入差止実績（件数）は一気に前年度比80倍に増えました。しかしながら，平成16年以降，該当年末時点で有効な輸入差止申立て件数はほぼ横ばいで，平成18年以降の輸入差止申立の新規受理件数もほぼ横ばいとなっています。特許権に基づく輸入差止実績（件数）は，平成16年をピークに徐々に減少し，平成22年以降は1ケタ台まで低下しています（表6）。

表6. 特許権に基づく輸入差止申立てと輸入差止実績の推移

	輸入差止申立て 新規受理 件数	該当年末に有効な 輸入差止 申立て件数	輸入差止実績 (件数)
平成12年	- ^(注3)	-	2
平成13年	-	-	1
平成14年	-	10	7
平成15年	-	11	1
平成16年	-	17	80
平成17年	-	16	66
平成18年	5	17	26
平成19年	4	17	15
平成20年	4	17	27
平成21年	6	21	15
平成22年	3	16	9
平成23年	6	16	8
平成24年	5	18	3

（財務省「平成13～24年の「知的財産侵害物品の差止実績」より）

6. 特許権に基づく輸入差止申立ての現状に対する若干の感想

特許権に基づく輸入差止申立てと輸入差止実績の推移から、輸入差止申立て制度が特許権者によって利用しにくいものであることはほぼ間違いがなく、このままでは特許権に基づく輸入差止は形骸化へ向かうことがと懸念されます。なお、実用新案権に基づく輸入差止申立てと輸入差止実績はこの数年ともにゼロであり、実用新案権に基づく輸入差止申立て制度は既に形骸化しているといっても過言ではないでしょう。

7. 輸入差止申立制度が特許権者によって利用されない原因について

特許権侵害物品が輸入された場合に、それを差止める手段として、特許権者は行政措置又は司法措置のいずれかの措置をとることができます。司法措置では、民事訴訟（侵害行為の停止、侵害物品の廃棄・回収、損害賠償の請求など）又は刑事訴訟を提起することができます。特許の有効性まで含めて当事者が主張を尽くすことができますが、裁判では相当の期間と費用を要します。一方、行政措置では、税関に対する輸入差止申立て制度を利用することができます。輸入差止申立て制度は、制度設立の目的の一つである迅速性に優れています。また、基本的に、無料で輸入差止申立てを行うことができます。さらに、認定手続きで侵害疑義物品が侵害認定されると税関長の権限で侵害品を没収・廃棄することができるので、輸入者の侵害行為を強力に抑止することができます。

上記の通り、輸入差止申立制度を含む水際取締制度には、特許権者にとって多くのメリットがあります。それにもかかわらず、輸入差止申立制度が特許権者によって利用されない原因として、①申立て受理要件と特許権との関係、②侵害の事実の確認の困難性、を挙げることができるのではないのでしょうか。これらの原因は、従来、知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググ

ループで検討されていますが、輸入差止申立ての現状から解決に至っていないと推察されます。

①申立て受理要件と特許権との関係

申立て受理要件には、「税関で識別できること」が含まれています。商標権、著作権及び意匠権などでは「模倣」を識別できればよいのですが、特許権では「特許発明の実施」が識別できなければなりません。したがって、輸入差止の根拠となる特許権は、特許発明が比較的単純であって、且つ、特許発明の実施が物品又は外殻が取り外された物品の外観から容易に識別できるものに自ずと限られてくることになります。事実、平成25年8月末時点で有効な、特許権に基づく輸入差止申立てに係る物品は、化学系の物品（樹脂）を除いて上記に該当します。

しかしながら、近年の特許権に係る発明は複雑化の傾向にあります。このような複雑な発明の実施の有無を、物品の外観から推し量ることは困難です。また、方法の発明に関しては、特許権が侵害されているか否かを税関で識別することはほぼ困難です。つまり、差止申立て要件を充足するのは、多数の特許権の中の一部に限られることとなります。

②侵害の事実の確認の困難性

特許権の侵害の事実を疎明するためには、商標権や意匠権と比較して、多くの期間、労力及び費用を要することがあります。特許権の場合は、商標権や著作権等とは異なり、大企業や著名企業だけでなく中小企業、自治体、行政法人なども侵害を受ける権利者となり得ます。このような特許権者の一部にとっては、特許権の侵害の事実の疎明が困難であると捉え、それが輸入差止申立てを思いとどませる原因の一つとなっているかもしれません。

平成17年に見本検査の制度が導入され、特許権について認定手続きが執られている間に限り、一定要件のもとに、税関が権利者に疑義貨物の見本が提供され、権利者による分解（分析）検査ができるようになりました。しかし、見本検査が承認

されても、通関解放までの期間が延長されるものではありません。特に、特許権の侵害の事実を確認するために分析が必要となる場合には、権利者には侵害の事実を証明するための十分な準備期間が与えられないでしょう。

また、特許権の侵害の事実を疎明する際には、並行輸入を含む国際又は国内消尽などにより侵害疑義物品が知的財産の侵害とはならない物品に該当しないか^(注4, 6)、特許権が有効であるか^(注7)、などを慎重に確認する必要があります。輸入者が輸入差止の対応策として特許無効審判を請求することは容易に想定され、仮に特許が無効と判断された場合には、輸入差止が中止され、さらに、輸入差止により輸入者が被った損害賠償を請求されることがあります。

平成18年に専門委員意見照会制度が導入され、権利者は、専門委員の意見を聞いてより慎重に輸入差止申立てができるようになりました。専門委員意見照会には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会と、認定手続（輸入）における専門委員意見照会とがあります。前者では、税関による輸入差止申立ての審査の際に、利害関係者から意見書が提出された場合等（例えば、特許の有効性に問題がありそうな場合）に、専門委員の意見を聞いて、申立ての受理・不受理・保留が決定されます。後者では、認定手続において輸入差止申立ての際に明らかでなかった争点などにより侵害か否かの判断が難しい場合等に、専門委員の意見を聞いて、侵害該当・非該当の認定が行われます。

また、平成15年に特許庁長官意見照会制度が導入されました。特許庁長官意見照会では、特許権について認定手続が開始された場合、権利者又は輸入者は、一定期間内であれば、侵害疑義物品が特許発明の技術的範囲に属するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを税関長に対して求めることができます。

以上の通り、輸入差止申立てに関し、迅速、適正な認定が行えるように専門家・技術判定機関を活用できる制度が設けられています。しかし、輸

入差止申立ての現状では、上記の制度が特許権者に十分に活用されていないではないでしょうか。

8. おわりに

商標権、著作権及び著作隣接権に限られていた輸出入差止申立て制度が特許権や意匠権にも導入されてから10年が経ちました。この間、特許権や意匠権に基づく輸入差止実績はあるものの、導入初期の勢いはなくなり、伸び悩みが見られます。輸出入差止申立て制度は、特許権に導入されるにあたって制度の変更はあったものの、特許権者には未だ扱いづらく魅力の少ない制度なのかもしれません。水際取締制度の利用は、訴訟を提起する場合と比較して迅速性や経済面などでメリットがあり、また、事案によっては簡便に利益を得ることができます。このような制度を特許権者だけが利用しないわけにはいきません。特許権に基づく輸出入差止申立て制度は、現状を甘んじて受け入れれば形骸化されていくでしょう。この現状を打開し、特許権者の利用の促進を図るためにも、制度の見直しが期待されます。

注

- (1) 税関 HP より
- (2) 侵害の事実とは、侵害物品が日本国内に輸入されている場合のほか、現に存在しているかは問わず、侵害物品が日本国内に輸入されることが見込まれる場合を含みます。
- (3) “-” は情報の開示なし
- (4) 関税法基本通達69の11-6に「知的財産の侵害とはならない物品」が示されています。関税法基本通達69の11-7(2)には、BBS事件最高裁判決^(注5)を踏まえた「並行輸入品の取り扱い」が示されています。
- (5) 最高裁平成9年7月7日 平成7年（オ）第1988号 BBS事件
「特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を

除き、譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で右の旨を合意した上特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国において特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である。すなわち、(1) さきに説示したとおり、特許製品を国外において譲渡した場合に、その後当該製品が我が国に輸入されることが当然に予想されることに照らせば、特許権者が留保を付さないまま特許製品を国外において譲渡した場合には、譲受人及びその後の転得者に対して、我が国において譲渡人の有する特許権の制限を受けずに当該製品を支配する権利を黙示的に授与したものと解すべきである。」なお、昭和44年の大阪地裁判決（いわゆるプランズウィック事件判決）では特許権に係る並行輸入は、従来特許権を侵害するものとされていました。

- (6) 最高裁平成18年1月31日 平成17年（ネ）第10021号 インクタンクリサイクル事件
〔ア〕当該特許製品が製品としての本来の耐用期間を経過してその効用を終えた後に再使用又は再生利用がされた場合（第1類型）、又は、（イ）当該特許製品につき第三者により特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされた場合（第2類型）には、特許権者は、当該特許製品について特許権に基づく権利行使をすることが許されるものと

解するのが相当である。〕「第1類型に該当するかどうかは、特許製品を基準として、当該製品が製品としての効用を終えたかどうかにより判断されるのに対し、第2類型に該当するかどうかは、特許発明を基準として、特許発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされたかどうかにより判断されるべきものである。〕

- (7) 神戸地裁平成18年1月19日 平成16(行ウ)29号 認定取消請求事件

「関税込率法21条1項5号の「特許権」とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指すものと解するのが相当であり、輸入しようとした貨物が同号にいう特許権侵害物品に当たるとの理由で認定処分を受けた者は、同認定処分取消訴訟において、同認定処分の根拠となった特許権に無効理由が存在することを理由に同認定処分の違法を主張することができると解すべきである。〕

著者略歴

石井 里依子（いしい りえこ）

京都大学大学院エネルギー科学研究科修了後、大阪の特許事務所を経て2007年より有古特許事務所に勤務。主に機械系と材料系を担当。2005年弁理士登録。
